

医療法人等の所得算定方法が 選択できるようになりました

静岡県では、これまで、医療法人等の法人事業税の所得について、経費配分方式により申告していただいております。

このたび、納税者の皆様の申告事務の負担軽減の観点から、これまでの経費配分方式に新たに所得配分方式を加え、いずれかを選択して申告していただけるよう改めましたのでお知らせします。

なお、この改正は、**平成27年3月31日以後に終了する事業年度分**から適用となります。

改正前

経費配分方式

任意
選択

改正後

(平成27年3月31日以後終了事業年度)

経費配分方式

計算方式	主な提出書類
医療原価など社会保険診療に係る部分とその他の部分に区分することが困難な経費を収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)様式第17号(表1) ●診療収入金額の内訳(表2) ●経費の内訳(表3) ●特別損益等の内訳・税務計算の内訳(表4)

所得配分方式

計算方式	主な提出書類
医療保健業に係る所得を収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人等に係る所得金額の計算書(所得配分方式)様式第17-2号 ●雑収入明細(付表) ○その他必要に応じ任意様式の内訳書

- どちらの算定方式を選択するかについての届出は、必要ありません。
- 今回の改正では、経費配分方式の内容は基本的にはこれまでと変わりませんが、一部に変更がありますので、「記載要領」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

事務所	所在地	電話番号
下田財務事務所 課税課	〒415-0016 下田市中531の1(下田総合庁舎3F)	0558-24-2014
沼津財務事務所 直税第1課	〒410-8520 沼津市高島本町1-3(東部総合庁舎5F)	055-920-2029
静岡財務事務所 直税第1課	〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20(静岡総合庁舎3F)	054-286-9160・9148
浜松財務事務所 直税第1課	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-1(浜松総合庁舎2F)	053-458-7141・7143
静岡県庁税務課 直税班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6(県庁東館3F)	054-221-2041

※ 様式及び記載要領は、静岡県ホームページ(県税のしおり)にも掲載しています。